

請 求 人 様

名張市監査委員 旭 善 宏

名張市議会事務局長措置請求の監査結果について（通知）

平成 28 年 1 月 8 日付けで提出されました地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第 4 項の規定により監査した結果を次の通り通知いたします。

第 1 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項、請求書添付の事実証明書の内容等を勘案し、請求の要旨を次のように捉えた。

1 請求の要旨

名張市議会産業建設委員会、総務企画委員会、教育民生委員会は、平成 27 年 1 月にそれぞれ 2 泊 3 日で行政視察を実施し（以下「本件行政視察」という。）、これに対し費用弁償が支出されているが、名張市議会の各常任委員会の行政視察については、地方自治法、名張市議会規則等にも規定がなく、議会の慣習として行われているものであり、すべて法的活動能力が認められていない閉会中に行われている。

地方議会の法的活動能力を有する活動は、議会会期中に限られており、特例として、法第 109 条第 8 項により、議決によって「継続審査」となった事件については閉会中においても委員会の活動が認められている。

名張市議会においては、市議会議員当選後最初に開催される臨時議会で、「閉会中に行われる常任委員会の調査は継続審査とする」（以下「本件議決」という。）と議決しているが、これは同法の規定する「特定の事件」を限定するものではなく、違法な議決である。よってこれにより実施されている行政視察に対して、公金を支出することは違法であり、支払った費用弁償は名張市が被った損害である。

2 措置要求

上記1の行為により名張市議会事務局長が産業建設委員会、総務企画委員会、教育民生委員会の行政視察に対し、費用弁償として支出した支出額1,385,310円の返還を求めるなどの損害を補てんするための措置を要求する。また、今後の損害を未然に防止する措置を講ずるよう勧告することを求める。

第2 監査委員の除斥

本件請求において、森岡秀之監査委員については、業務に直接利害関係のある事件につき法第199条の2の規定により除斥とした。

第3 請求に係る経過

1. 請求の受理

本件請求は、平成28年1月8日付けで提出され、法第242条第1項の規定に基づく形式的な要件を具備しているものとして同日付け收受、同月15日付け受理した。

2. 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件行政視察が、法第109条第8項に基づく委員会の閉会中の継続審査にあらず、そこに支出された旅費が、公務以外の活動に対して支出された違法もしくは不当な支出であるとして損害の補てんを求めるか否かを監査対象とした。

(2) 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成28年1月21日を指定し、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この際、請求人は新たな書類を提出し、口頭により補足説明を行った。

(3) 監査対象部局聴取

本件行政視察にかかる旅費支出の担当部局である議会事務局を対象に、平成28年1月28日、議会事務局長、事務局次長の出席を求め、事情聴取を行うとともに関係書類の提出を求めた。また、事情聴取における質問に対しさらに追加資料を求め、同日事情聴取終了後、議会事務局長より提出された。

第4 事実関係

措置請求書、請求人の陳述、関係職員の事情聴取及びそれぞれから提出された資料等に基づき、次のような事実が認められる。

1. 継続審査に関する議決

名張市議会各常任委員会の閉会中の継続審査は、議員選挙後最初の議会において、各委員会の委員長からの申し出を受け、議会の議決を得ている。本件行政視察を含む委員会活動については、平成26年第361回(9月)臨時会で議題とされ、各常任委員会所管に係る事務調査及び審査に関する事項は、議員の任期の間、閉会中も継続審査とする旨、議決している。

2. 行政視察決定までの経緯

委員会の行政視察の協議については、各常任委員会において、上記継続審査が議決により認められた後、所管事務に関わる調査として行政視察の視察項目、視察先等の協議が行われ、名張市議会会議規則第105条に規定の「派遣承認要求書」により委員長が議長承認を得て実施されている。

本件行政視察について産業建設委員会では平成26年10月8日、同年11月12日、同年12月17日の3回、総務企画委員会では平成26年10月6日、同年11月10日、同年12月15日の3回、教育民生委員会では平成26年10月7日、同年11月11日、同年12月16日の3回、各々の日程で協議され、平成26年12月18日に各委員長が議長に派遣承認を得た旨、議会事務局から提出された関係書類により確認した。

3. 行政視察内容と予算の執行状況

本件行政視察の内容と予算の執行状況は次のとおりであった。

(1) 産業建設委員会

期間	平成27年1月14日から16日
視察先	熊本県熊本市・熊本県水俣市・鹿児島県鹿児島市
視察内容	自転車利用環境整備基本計画について エコ住宅建築促進総合支援事業について 新規創業者育成支援事業について
旅行命令	平成26年12月18日
支出金額	419,640円
支出日	平成27年1月13日
精算日	平成27年4月16日

(2) 総務企画委員会

期間 平成 27 年 1 月 19 日から 21 日
視察先 福岡県久留米市・宮崎県えびの市・熊本県八代市
視察内容 消防の広域化について
定住促進について
地域 SNS・ポータルサイトについて
旅行命令 平成 26 年 12 月 18 日
支出金額 554,610 円
支出日 平成 27 年 1 月 16 日
精算日 平成 27 年 3 月 5 日

(3) 教育民生委員会

期間 平成 27 年 1 月 28 日から 30 日
視察先 岡山県倉敷市・岡山県岡山市・福岡県北九州市
視察内容 介護支援いきいきポイント制度について
ごみの減量化の取組について
いのちをつなぐネットワークの取組について
旅行命令 平成 26 年 12 月 18 日
支出金額 479,570 円 (精算額 413,850 円)
支出日 平成 27 年 1 月 27 日
精算日 平成 27 年 3 月 4 日

なお、本件請求人が本件行政視察に参加しなかったことにより、精算時に 1 名分の旅費(キャンセル料 2,790 円を除く 65,720 円)を戻入している。

上記のとおり、支給された精算後の旅費の総額は 1,388,100 円であったが、本件請求で対象とされた金額は 1,385,310 円としており、2,790 円の差異が生じた。これは、本件請求人が本件行政視察に参加しなかったことにより生じた旅費のキャンセル料であり、この金額が措置請求金額から除かれていることによるものである。

4. 行政視察の用務経過

本件行政視察については、視察終了後の平成 27 年 2 月 18 日(産業建設委員会)、同月 20 日(総務企画委員会)、同月 3 日(教育民生委員会)付けで、「研修視察報告書」が各委員長から議長に報告されている。また、当該視察の行程については、名張市議会会議規則 105 条に規定の「派遣承認要求書」に添付された行程表のとおり実施され、それぞれの視察先において各市担当職員からの説明を聴取し、質

疑応答、意見交換を行い、現地視察を実施したことを議会事務局からの聴き取りにより確認した。

第5 監査委員の判断

1. 監査の結果

本件請求を棄却する。

2. 判断の理由

(1) 請求人の主張

法第109条第8項は、委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査できる旨規定する。名張市議会は、本条に基づき、本件議決をした上で、本件行政視察に議員を派遣したと述べる。

請求人は、法109条第8項の議決により、本件行政視察を適法とすることはできず、本件行政視察のための旅費の支給が違法であると主張する。

そこで、監査委員は、議会における行政視察の適法性について検討し、その後、本件決議に基づき実施された本件行政視察のための旅費の支出が違法といえるかどうかを検討する。

(2) 行政視察の可否

地方公共団体の議会は、地方公共団体の基本的施策等について提言し、住民の利益のためにその実現を図っていくという活動を行うことが期待されているところであるから、各議員の知見を高め、上記活動を実現するため、視察等を行う必要がある。

地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができるものと解される。しかしながら、議員派遣の合理的な必要性が認められない場合にまで派遣を行うことが許されないのは当然のことであって、例えば、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される（最一判昭和63年3月10日、最三判平成9年9月30日参照）。

(3) 本件議決の適法性について

ア 委員会への付議について

法第109条第8項の「付議された特定の事件」については、会期中に結論を

得るに足りなかった特定の事件のことであり、その特定の事件について特に閉会中においても引き続き審査せしめる必要があると議決した場合に継続審査に付される。なお、継続審査に付される案件は、必ずしも議案たることを要しないというべきであり、特定の事務の調査を付託することも可能である。

イ 本件議決の適法性

本件議決は、行政視察を各委員会の活動として実施しているところであり、本件議決において示された、「各常任委員会所管に係る事務調査及び審査に関する事項」という調査事項として、閉会中の委員会活動について議決しているところである。

さらに、特定の事件の継続審査に係る議決については、「本件議決が法第 109 条第 5 項（現行法第 109 条第 8 項）の特定事件を付議する議決としては要件に欠くものであったとしても、実質的には地方議会の広範な裁量にゆだねられた権能に基づく議決と解せるから、本件議決に重大かつ明白な瑕疵があったということはできない。（大阪高等裁判所平成 5 年（行コ）第 20 号平成 5 年 12 月 16 日判決）」とされていることから、本件議決が、閉会中の審査について議決しており、有効であると考えられる。

また、議員が各々所属する常任委員会の所管事務に沿って行政視察することも、所管事務についての見識を深め、能力を高めるという点において、合理性が認められるとともに、地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性があるというべきであり、本件行政視察が違法とまではいえない。

なお、本件行政視察の内容は、議員作成の研修視察報告書のとおりであり、行政視察として、その内容、旅程等に特段の問題は見受けられないので、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるとは認められない。

以上のことから、名張市議会の各常任委員会が実施した行政視察が、議会閉会中の活動として、公費を支出することが違法であるとまではいえず、請求人の主張には理由がない。

よって、本件請求は棄却が相当と判断する。

3. 監査委員の意見

地方分権推進の流れの中で、議会の審査能力の強化はますます重要となっており、議会の内部機関としての委員会の機能を高めるため、また活性化のために委員会の行政視察は必要不可欠なものと認識される。

一方で公費により支出される旅費である以上、地方自治法の規定に基づく取り扱いを行うことはもとより、市民に納得を得られるよう、常に透明性を高める努力が求められる。そのためにも、閉会中の継続審査について、視察内容を含め審査案件について議決を行い、その必要性がより明確なものとなるよう望むものである。

< 教示 >

請求人から提出される住民監査請求は、住民訴訟の前置主義として位置づけされております。したがって、監査委員の監査結果等に不服があるときは、法第 242 条の 2 第 2 項の規定に基づき、30 日以内に住民訴訟ができることとなっています。